

秋田県告示第156号

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第9項の規定により、秋田港港湾計画の変更の概要を次のとおり公示する。

平成29年3月24日

秋田港港湾管理者 秋田県
代表者 秋田県知事職務代理者
秋田県副知事 堀井啓一

1 秋田港港湾計画の変更の概要

港湾整備事業により発生する浚渫土砂等に対応するため、向浜地区において廃棄物処理計画を追加する。

廃棄物処理計画の追加に伴い、土地造成計画、土地利用計画及び再生可能エネルギー源を利活用する区域等の変更を行う。

2 変更後の港湾計画の縦覧の場所

- (1) 秋田市山王四丁目1番1号 秋田県建設部港湾空港課
- (2) 秋田市土崎港西一丁目7番1号 秋田県建設部秋田港湾事務所